

条例・規則等

○富士市地区まちづくりセンター条例

平成19年9月28日条例第23号

改正 平成20年9月30日条例第49号

平成21年3月26日条例第4号

平成22年6月29日条例第16号

平成24年6月29日条例第31号

平成27年3月30日条例第6号

平成31年3月29日条例第5号

令和2年6月30日条例第20号

令和3年3月25日条例第4号

令和3年10月14日条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、地域行政の拠点として、市民生活に密着した行政サービスの充実及び地域に根ざした生涯学習活動の振興を図り、地区住民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、地区まちづくりセンターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 富士市に地区まちづくりセンター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富士市吉原まちづくりセンター	富士市高嶺町6番3号
富士市伝法まちづくりセンター	富士市伝法2743番地の2
富士市今泉まちづくりセンター	富士市今泉7丁目12番37号
富士市神戸まちづくりセンター	富士市さんどまき142番地
富士市広見まちづくりセンター	富士市石坂470番地の5
富士市青葉台まちづくりセンター	富士市一色288番地の4
富士市元吉原まちづくりセンター	富士市大野新田744番地の2
富士市須津まちづくりセンター	富士市中里1143番地の1
富士市浮島まちづくりセンター	富士市西船津215番地の2
富士市吉永まちづくりセンター	富士市比奈1447番地の1
富士市吉永北まちづくりセンター	富士市鶴無ヶ淵162番地の1

富士市原田まちづくりセンター	富士市原田485番地
富士市富士見台まちづくりセンター	富士市富士見台6丁目1番地の1
富士市大淵まちづくりセンター	富士市大淵2885番地の4
富士市富士駅北まちづくりセンター	富士市平垣本町6番13号
富士市富士北まちづくりセンター	富士市米之宮町288番地
富士市富士駅南まちづくりセンター	富士市横割1丁目4番15号
富士市田子浦まちづくりセンター	富士市中丸232番地
富士市富士南まちづくりセンター	富士市森下52番地の1
富士市岩松まちづくりセンター	富士市松岡841番地の3
富士市岩松北まちづくりセンター	富士市岩本88番地の1
富士市富士川まちづくりセンター	富士市岩淵121番地
富士市松野まちづくりセンター	富士市南松野1792番地の2
富士市鷹岡まちづくりセンター	富士市久沢836番地の1
富士市天間まちづくりセンター	富士市天間1106番地の1
富士市丘まちづくりセンター	富士市厚原2099番地の14

(一部改正〔平成20年条例49号・21年4号・22年16号・27年6号・31年5号・令和2年20号・3年31号〕)

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 地区住民による主体的なまちづくりを支援すること。
- (2) 各種手続、届出及び相談に係る行政窓口の紹介並びに連絡調整を行うこと。
- (3) 市民サービスコーナーにおいて諸証明等を交付すること。
- (4) センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用の承認に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事業

(一部改正〔令和3年条例4号〕)

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、富士市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富士市条例第8号）の定めるところにより指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンター

の管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 前条各号（第3号及び第5号を除く。）に掲げる事業の企画及び実施に関すること。

(2) 施設等の維持管理に関すること。

(3) その他施設の管理業務に関するもののうち市長が必要と認める業務

3 指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第5条第1項ただし書、第6条第1項ただし書、第7条、第8条、第10条及び第11条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(追加〔令和3年条例4号〕)

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 第3日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日

2 前条第3項の規定により読み替えて適用する前項ただし書の規定によりセンターの休館日を変更しようとするときは、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(一部改正〔令和3年条例4号〕)

(開館時間)

第6条 センターの開館時間は、午前8時30分（次条の規定に基づきセンターを使用する場合にあっては、午前9時）から午後9時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 第4条第3項の規定により読み替えて適用する前項ただし書の規定によりセンターの開館時間を変更しようとするときは、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(一部改正〔令和3年条例4号〕)

(使用の承認)

第7条 センターを使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

(一部改正〔令和3年条例4号〕)

(使用の不承認)

第8条 市長は、次のいずれかに該当するときは、センターの使用を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) センターの施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 営利を図る目的で利用するおそれがあると認めるとき。
- (5) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあると認めるとき。
- (6) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

(一部改正〔平成24年条例31号・令和3年4号〕)

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、センターを承認された目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(一部改正〔令和3年条例4号〕)

(造作上の制限)

第10条 使用者は、センターを使用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(一部改正〔令和3年条例4号〕)

(使用の承認の取消し等)

第11条 市長は、次のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者が偽りその他不正な手段により、使用の承認を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 使用の承認の条件に違反したとき。
- (4) 第8条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(一部改正〔令和3年条例4号〕)

(原状回復義務)

第12条 使用者は、センターの使用を終了したとき又は前条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに、原状に回復しなければならない。

い。

(一部改正〔令和3年条例4号〕)

(損害賠償)

第13条 センターの施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について、市長が定める額を賠償しなければならない。

2 第11条の規定に基づく使用の承認の取消し等によって使用者が被った損害については、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(一部改正〔令和3年条例4号〕)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔令和3年条例4号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(富士市立公民館の設置及び管理等に関する条例の廃止)

2 富士市立公民館の設置及び管理等に関する条例(昭和43年富士市条例第13号)は、廃止する。

附 則(平成20年9月30日条例第49号)

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月29日条例第16号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成24年6月29日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月30日条例第6号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年6月30日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年３月25日条例第４号）

- 1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第３条の改正規定（同条第５号中「を適切に維持管理する」を「の使用の承認に関する」に改める部分を除く。）は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第６条の承認を受けている者は、改正後の第７条の承認を受けたものとみなす。

附 則（令和３年10月14日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

○富士市地区まちづくりセンター条例施行規則

平成20年3月24日規則第1号

改正 平成20年9月30日規則第49号

平成30年3月30日規則第33号

令和3年3月25日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士市地区まちづくりセンター条例（平成19年富士市条例第23号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認申請の手続)

第2条 条例第7条の規定により地区まちづくりセンター（以下「センター」という。）の使用の承認を受けようとする者は、富士市地区まちづくりセンター使用承認申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の使用承認申請書は、使用日の3日前までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔令和3年規則3号〕)

(使用の承認)

第3条 市長は、使用を承認したときは、富士市地区まちづくりセンター使用承認書（第2号様式）を交付する。

(一部改正〔令和3年規則3号〕)

(使用の取消し等)

第4条 センターの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、センターの使用を取り消し、又は申請事項の変更をしようとするときは、使用日の前日までに、富士市地区まちづくりセンター使用取消（変更）申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔令和3年規則3号〕)

(使用者の遵守事項)

第5条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員は、使用する施設の定員を超えないこと。
- (2) 承認を受けないで所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (3) 承認を受けないでセンターの建物、設備等に造作をしないこと。
- (4) 承認を受けないで物品の展示販売又はこれに類する行為をしないこと。

- (5) 承認を受けた場所以外に立ち入らないこと。
- (6) 承認を受けないで器具等を利用し、又は移動しないこと。
- (7) 入場者に次条に定める事項を守らせること。
- (8) その他係員の指示すること。

(入場者の遵守事項)

第6条 入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 騒音を発したり暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (4) その他係員の指示に反する行為をしないこと。

(係員の入場)

第7条 使用者は、係員が職務のため入場するときは、これを拒むことはできない。

(市民サービスコーナーの分掌事務)

第8条 条例第3条第3号に規定する市民サービスコーナーの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書の交付に関すること。
- (2) 身分に関する証明の交付に関すること。
- (3) 住民票の写し等の交付に関すること。
- (4) 印鑑登録証明書の交付に関すること。
- (5) 所得証明書及び所得課税証明書の交付に関すること。
- (6) 固定資産評価証明書及び固定資産課税証明書の交付に関すること。
- (7) 納税証明書の交付に関すること。
- (8) その他市長が必要と認める事項

(一部改正〔令和3年規則3号〕)

(市民サービスコーナーの事務の取扱日等)

第9条 市民サービスコーナーの事務の取扱日は、富士市の休日を定める条例（平成2年富士市条例第31号）第1条第1項各号に定める日を除く日とする。

- 2 市民サービスコーナーの事務の取扱時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 市長が特に必要があると認めるときは、第1項の取扱日又は前項の取扱時間を変更することができる。

(統括に当たるセンター)

第10条 別表の左欄に掲げるセンターは、当該センターごとに同表の右欄に掲げるセンター（以下「それぞれのセンター」という。）を統括するものとする。ただし、同表の左欄に掲げるセンターが指定管理者に管理を行わせているセンターである場合にあっては、この限りでない。

2 前項の規定により統括に当たるセンターは、当該センターの事業のほかそれぞれのセンター相互の連絡調整に関する事業その他それぞれのセンターで処理することが不適当と認められる事業を実施するものとする。

（一部改正〔平成30年規則33号・令和3年3号〕）

（指定管理者が管理するセンターに関する読替え）

第11条 指定管理者にセンターの管理を行わせる場合にあっては、第2条、第3条及び第4条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

（追加〔令和3年規則3号〕）

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

（一部改正〔令和3年規則3号〕）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（富士市市民サービスコーナー規則の廃止）

2 富士市市民サービスコーナー規則（平成3年富士市規則第27号）は、廃止する。

附 則（平成20年9月30日規則第49号）

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第33号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日規則第3号）

この規則中第3条、第4条、第8条、第1号様式及び第2号様式の改正規定並びに第2号様式の次に1様式を加える改正規定は令和3年4月1日から、第2条の改正規定、第10条第1項にただし書を加える改正規定及び第11条を第12条とし、第10条の次に1条を加える改正規定は令和4年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

（一部改正〔平成20年規則49号〕）

富士市吉原まちづくりセンター	富士市伝法まちづくりセンター 富士市今泉まちづくりセンター 富士市青葉台まちづくりセンター
富士市吉永まちづくりセンター	富士市元吉原まちづくりセンター 富士市須津まちづくりセンター 富士市浮島まちづくりセンター 富士市原田まちづくりセンター
富士市富士見台まちづくりセンター	富士市神戸まちづくりセンター 富士市吉永北まちづくりセンター 富士市大淵まちづくりセンター
富士市富士駅北まちづくりセンター	富士市富士北まちづくりセンター 富士市富士駅南まちづくりセンター 富士市田子浦まちづくりセンター 富士市富士南まちづくりセンター
富士市岩松まちづくりセンター	富士市岩松北まちづくりセンター 富士市富士川まちづくりセンター 富士市松野まちづくりセンター
富士市鷹岡まちづくりセンター	富士市広見まちづくりセンター 富士市天間まちづくりセンター 富士市丘まちづくりセンター

○富士市地区まちづくり活動推進条例

平成28年10月11日
条 例 第 3 8 号

雄大な富士山に抱かれた、私たちのまち、富士市における住民主体の地区まちづくり活動は、これまで多くの先人たちの英知により、豊かに、また、活発に行われてきた。

地区それぞれの特色を生かし、長年積み重ねてきた独自の活動の数々は、多くの人々の心の中に地域愛を育み、地域を愛する人々のつながりが地域の力を高め、富士市の活力の源となった。

今を生きる私たちには、まちの未来を明るく、魅力あふれるものにしていくために、この活力ある地区まちづくり活動を次の世代へと確実につなぐ務めがある。

しかしながら、本格的な人口減少・少子高齢社会の到来、居住形態や生活様式の多様化などから、人と人との距離が広がり、市民の地域への関心が低下することにより、地域コミュニティが希薄化していくことが危惧されている。

今後、様々な地域課題に直面したとしても、こうした課題を解決するためには、「地域の課題は地域が解決する」という地区まちづくり活動の意義を市民一人ひとりが認識するとともに、地区の市民等と行政とが連携して地域コミュニティの活性化に取り組んでいくことがますます重要となってきた。

また、活発な地区まちづくり活動を続けていくためには、年齢や性別、あるいは団体や組織等の垣根を越えてお互いを尊重し、それぞれの特性を生かして力を合わせていくことが必要となる。

私たちはここに、将来にわたり活力あふれる地域コミュニティの実現に向けて、誰もが誇りを持ち、生き生きと活躍することができる、住民主体の地区まちづくり活動を推進していくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地区まちづくり活動の推進に関し基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、まちづくり協議会、市の支援等に関し必要な事項を定めることにより、持続可能な地域コミュニティづくりに向けた活力ある地区まちづくり活動を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区 おおむね小学校の通学区域を範囲とする区域をいう。
- (2) 市民等 次に掲げるものをいう。

ア 市内に居住し、通勤し、又は通学する者

イ アに掲げる者で構成される団体

ウ 市内に事務所を有する法人その他の団体（イの団体を除く。）

(3) 地域コミュニティ 一定の区域における市民等相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。

(4) 地区まちづくり活動 地区の市民等が相互に協力して地域コミュニティの活性化に寄与するために行う自主的な活動をいう。

（基本理念）

第3条 地区まちづくり活動は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 市民等が自発的かつ主体的に取り組むこと。

(2) 市民等がまちづくりの担い手として、等しく参画する権利を有すること。

(3) 市民等と市が対等な関係でお互いの役割を理解して協働すること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、市民等の自主性を尊重しつつ、地区まちづくり活動の活性化を図るため、必要な施策を実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たり、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

3 市は、市民等が地区まちづくり活動を円滑に推進するために必要な支援を行うものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、第3条に規定する基本理念に基づき、自ら地区の生活環境に対する関心を高めるとともに、地区まちづくり活動に参画するよう努めるものとする。

（まちづくり協議会の組織等）

第6条 市民等は、地区まちづくり活動を中心のかつ主体的に行うため、各地区において自主的にまちづくり協議会を組織するものとする。

2 まちづくり協議会を組織するに当たり必要な事項は、次のとおりとする。

(1) 地区における相当数の市民等をもって構成されていること。

(2) 規約を定めていること。

(3) 規約等の変更、役員の選任その他の重要事項を民主的な手続により決定することが規約等に定められていること。

(4) まちづくり行動計画（地区の課題解決に向けて計画的な事業運営を進めるために必要な事項を定めた計画をいう。）が策定されていること。

（まちづくり協議会の活動拠点）

第7条 まちづくり協議会の活動拠点は、地区まちづくりセンターとする。

(まちづくり協議会の取組に関する基本的事項)

第8条 まちづくり協議会が地区の課題解決に向けた活動に取り組むに当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 地区の特性を生かした主体的な活動を推進すること。
- (2) 市民等が参画しやすく、透明性の高い運営を行うこと。
- (3) 次代を担う人材を育成すること。
- (4) 市民等が絆^{きずな}を深めるための交流を促進すること。
- (5) 地区内外で活動する団体等と相互に連携すること。

(まちづくり協議会と市の役割分担)

第9条 まちづくり協議会は、地区まちづくり活動を推進し、市は、まちづくり協議会だけでは解決が困難な課題に対する地区まちづくり活動を補完するものとする。

(市の支援)

第10条 市は、まちづくり協議会に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 地区まちづくり活動に関する財政的支援
- (2) 次代を担う人材の育成に関する支援
- (3) 地区まちづくり活動を推進するために必要な情報の提供
- (4) 事務局機能の充実に係る支援

附 則

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

令和6年10月より、使用申込にご利用いただいている予約システムを、新システムに移行する予定です。これに伴い、まちづくりセンター使用案内も改訂を予定しています。

富士市地区まちづくりセンター使用案内

令和6年4月

まちづくりセンター（以下『センター』という。）は、住みよい社会と豊かな生活づくりのために、地域の諸団体が活動する場であり、市民の皆さんが集い、学ぶための身近な公共施設です。

富士市の地域団体や社会教育関係団体、また、市内在住、在勤又は在学の方が中心となって組織された団体（5人以上）が行事や集会、学習会などを行う場合に使用できます。

使用申込については、富士市公共施設案内・予約システム（以下『予約システム』という。）をご利用ください。

■ 各部屋の使用時間

午前	午前9時から正午まで
午後	午後1時から午後5時まで
夜間	午後6時から午後9時15分まで

※ 開館時間は午前8時30分から午後9時30分ですが、準備、点検等のため使用時間は午前9時から午後9時15分までとします。（午後9時15分には退館してください）

■ 休館日

第3日曜日
国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
年末年始
市長が特に必要と認めた日

■ 受付時間

予約システム	24時間いつでも受付可能（※）
窓口	平日：午前8時30分から午後5時まで

※システムメンテナンス等で、一時的にサービスを停止することがあります。サービス停止については、予約システムのトップページでお知らせします。

■ 使用承認制限及び変更について

センターの貸館について、市やセンターの事業及び地域の団体や地区の行事等を優先します。使用の申込後でも、センター等の急な事業や災害時には、使用日、時間、場所等の変更や、使用申込の取り消しをする場合もありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■ 使用の取り消し(キャンセル)について

予約時間に遅れる場合やキャンセルをする場合は、速やかにセンターにご連絡ください。（電話でも可能です）

■ ご利用の流れ

1. 団体登録

施設をご利用の場合、事前に「富士市まちづくりセンター団体利用者登録申請書」の提出が必要です。平日の午前8時30分から午後5時までの間にセンター窓口へご提出ください。

なお、団体登録は毎年度更新が必要です。有効期限は4月から翌年3月ですので、引き続きご利用の団体は更新のお手続きをしてください。なお、年度途中の登録内容の変更は当該年度に団体登録を更新したセンターにて承ります。

また、18歳未満の方のみ（高校生含む）で組織された団体の場合は、保護者等に代表者となっていていただき、使用時には同伴してください。

2. 空き状況照会（団体登録不要）

予約システムで、使用したい施設や日時を指定して、各センターの空き状況を照会できます。

3. 抽選申込と通常申込

部屋の申込には使用団体を抽選で決定する「抽選申込」と、抽選時に予約が入らなかった空き部屋について先着順で使用団体を決定する「通常申込」があります。

抽選申込

期間	使用月の2か月前の1日から7日までの間（※ ¹ ）	
申込方法	① 予約システム	ポータルサイト（※ ² ）からログインして申込
	② 窓口	代理入力申込書を提出
抽選結果発表	使用月の2か月前の8日の午前8時30分	
抽選結果確認	① 予約システム	抽選結果を指定メールアドレスへ送信
	② 窓口	抽選結果発表後（土日祝日の場合は翌平日）に窓口や電話で確認

通常申込

期間	使用月の2か月前の8日の午前8時30分から使用希望日の3日前まで（※ ¹ ）	
申込方法	① 予約システム	空いている部屋を先着順で申込
	② 窓口	空き状況を照会し、代理入力申込書を提出

※¹ 土日祝日問わず固定となります。ただし、窓口の受付は、期間中の平日の午前8時30分から午後5時までです。（電話・FAX・e-mailは、受付できません。）

※² 予約システムのサイト URL 及び二次元コードは5ページをご覧ください。

□ 使用承認書は、使用当日またはそれ以前に窓口にてお受け取りください。

□ 詳しい申込方法は、利用者用操作マニュアルをご覧ください。

■ 使用上の注意及び使用報告について

- ① 収容人員は、使用施設の定員を超えないでください。
- ② 承認を受けないで所定の場所以外で火気を使用しないでください。
- ③ 承認を受けないで壁・柱等に貼り紙・くぎ打ち等をしないでください。
- ④ 承認を受けないで物品を展示・販売又はこれに類する行為をしないでください。
- ⑤ 承認を受けた以外の部屋に立ち入り又は器具等の使用や移動をしないでください。
- ⑥ 騒音を発したり暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないでください。
- ⑦ センター内での飲酒（アルコール類等）はしないでください。また、承認を受けた場所以外での飲食はしないでください。
- ⑧ 所定の場所以外での喫煙はしないでください。また、敷地内全面禁煙としているセンターもありますのでご確認ください。
- ⑨ 次に使用される方も気持ちよく使用できるよう、清掃と整理整頓は必ず行ってください。
- ⑩ 持ち込みにより出たごみは、各自お持ち帰りください。
- ⑪ 使用した設備や備品等は清掃して、必ず元の位置に戻してください。特に調理実習室は掲示してある注意事項を確認し、調理関係器具等は念入りに洗浄してください。
- ⑫ 各自が所有する備品についてはセンターに据置せず、持ち帰るようにしてください。
- ⑬ その他センター職員等の指示があった場合は、その指示に従ってください。
- ⑭ 使用後は受付窓口へ備え付けの日報に必要事項を記載し、事務室へ提出してください。

■ センターの使用ができない場合

次のいずれかに該当するときは、センターの使用ができません。

- ① 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- ② 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- ③ センターの施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- ④ 営利を図る目的で使用するおそれがあると認めるとき。
- ⑤ 政治的又は宗教的活動に使用するおそれがあると認めるとき。
- ⑥ センターの管理上支障があると認めるとき。
- ⑦ 上記に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

■ その他

駐車場について	センターによって駐車台数に限りがあります。そのため、徒歩や自転車、公共交通機関のご利用や乗り合わせでお越しく下さい。 また、使用する部屋について、駐車台数の目安を設定しておりますので参考として下さい。ただし、使用できる駐車台数を保証するものではありません。駐車場が満車になりましたら、施設管理者の指導に従い、詰め込みや団体間で調整を行っていただくなど、ご配慮願います。
利用回数制限について	より多くの団体に平等に利用いただくために、1か月あたりの利用回数制限をいたします。各センターで異なりますのでご確認ください。
忘れ物について	1か月センターで保管します。なお、現金や高額な物品は警察に届け出します。
緊急連絡について	富士市内で台風や大雨等により、まちづくりセンターが防災拠点となる場合、センターのご利用ができません。その場合、利用中止のお知らせを「団体利用者登録申請書」の指定電子メールアドレスへ送信しますので、団員の皆様へご伝達ください。

■ 関連リンク集

1. 富士市公共施設案内・予約システム

URL

パソコン用サイト	https://www.task-asp.net/cu/eg/ykr222101.task
操作マニュアル	https://www.city.fuji.shizuoka.jp/machi/c0202/rn2ola000002tm9m-att/rn2ola000002to53.pdf

スマホ専用サイト	https://www.task-asp.net/cu/eg/ykd222101.task
操作マニュアル	https://www.city.fuji.shizuoka.jp/machi/c0202/rn2ola000002tm9m-att/rn2ola000003mpng.pdf

モバイル用サイト	https://www.task-asp.net/cu/eg/ykm222101.task
----------	---

二次元コード

パソコン版（スマホも可）



スマートフォン版



スマホ版サイトのブックマーク用



パソコン版操作マニュアル



スマートフォン版操作マニュアル



モバイル版



- ☐ ドメイン設定（受信拒否設定）をされている方へお願い

予約システムから、抽選結果や予約取り消し通知等について指定のメールアドレスへ送信しますが、セキュリティ設定や迷惑メール対策等でメールが正しく届かないことがあります。

お手数をおかけいたしますが、下記ドメインのメールを受信できるよう設定をお願いいたします。

@div.city.fuji.shizuoka.jp

- ☐ スマホ版サイトのブックマークについて

スマホ版サイトのブックマークは富士市ウェブサイト登録することを推奨しています。ウェブサイト上のリンクから予約サイトを開いてご利用ください。

2. まちづくりセンターのメールアドレス

センターからのお知らせは、こちらのメールアドレスから送信します。また、センターへ連絡などを送信したい場合も、こちらのメールアドレスをお使いください。

1.	吉原まちづくりセンター	c-yoshihara@div.city.fuji.shizuoka.jp
2.	伝法まちづくりセンター	c-denbou@div.city.fuji.shizuoka.jp
3.	今泉まちづくりセンター	c-imaizumi@div.city.fuji.shizuoka.jp
4.	青葉台まちづくりセンター	c-aobadai@div.city.fuji.shizuoka.jp
5.	吉永まちづくりセンター	c-yoshinaga@div.city.fuji.shizuoka.jp
6.	元吉原まちづくりセンター	c-motoyoshihara@div.city.fuji.shizuoka.jp
7.	須津まちづくりセンター	c-sudo@div.city.fuji.shizuoka.jp
8.	浮島まちづくりセンター	c-ukishima@div.city.fuji.shizuoka.jp
9.	原田まちづくりセンター	c-harada@div.city.fuji.shizuoka.jp
10.	富士見台まちづくりセンター	c-fujimidai@div.city.fuji.shizuoka.jp
11.	神戸まちづくりセンター	c-goudo@div.city.fuji.shizuoka.jp
12.	吉永北まちづくりセンター	c-yoshinagakita@div.city.fuji.shizuoka.jp
13.	大淵まちづくりセンター	c-oobuchi@div.city.fuji.shizuoka.jp
14.	富士駅北まちづくりセンター	c-fujiekikita@div.city.fuji.shizuoka.jp
15.	富士北まちづくりセンター	c-fujikita@div.city.fuji.shizuoka.jp
16.	富士駅南まちづくりセンター	c-fujiekinan@div.city.fuji.shizuoka.jp
17.	田子浦まちづくりセンター	c-tagoura@div.city.fuji.shizuoka.jp
18.	富士南まちづくりセンター	c-fujiminami@div.city.fuji.shizuoka.jp
19.	岩松まちづくりセンター	c-iwamatu@div.city.fuji.shizuoka.jp
20.	岩松北まちづくりセンター	c-iwamatukita@div.city.fuji.shizuoka.jp
21.	富士川まちづくりセンター	c-fujikawa@div.city.fuji.shizuoka.jp
22.	松野まちづくりセンター	c-matsuno@div.city.fuji.shizuoka.jp
23.	鷹岡まちづくりセンター	c-takaoka@div.city.fuji.shizuoka.jp
24.	広見まちづくりセンター	c-hiromi@div.city.fuji.shizuoka.jp
25.	天間まちづくりセンター	c-tenma@div.city.fuji.shizuoka.jp
26.	丘まちづくりセンター	c-oka@div.city.fuji.shizuoka.jp

地区まちづくりセンター要覧

令和6年度版

令和6年8月発行

編集・発行

富士市市民部まちづくり課

地区まちづくりセンター26センター

富士市行政資料登録番号

R 6—1 8